

新発田市妊産婦医療費助成制度



新発田市では、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの一環として、妊産婦の医療費について、次のとおり助成しています。

対象者

新発田市に住民登録があり、健康保険に加入している妊産婦

※ ひとり親家庭等医療費助成（県親）、重度心身障害者医療費助成（県障）または生活保護を受給している方はそちらの制度が優先され、対象外となります。

助成期間

【始期】妊娠届出（母子健康手帳の交付を受けた日）の翌月から

（母子健康手帳をお持ちで転入してきた方は、転入日から）

【終期】出産日の翌月末日まで（転出する方は、転出日の前日まで）

※ 出産が早まった場合（流産・死産）は、助成期間が変更となる場合があります。

助成内容

保険診療にかかる自己負担額（3割）のうち、次の一部負担金を控除した残りの額を助成します。

- 通院：1回 530円（満たない場合はその額）
※ 同じ医療機関において月4回まで負担。5回目以降は無料
- 入院：1日 1,200円（食事代は対象外）
- 薬局：無料
- 訪問看護：1日 250円

受診の方法

健康保険証



新発田市 妊産婦 医療費助成者証	
妊産婦	192150040
生年月日	40000114
住所	
氏名	
性別	
年齢	
健康保険	
出産日	
発給年月日	
発給機関	新発田市役所
発給番号	

受診毎に

必ず窓口で「**受給者証**」を提示してください。

県内の医療機関を受診するときに、

健康保険証と「**妊産婦医療費受給者証**」を提示すると、助成が受けられ、窓口での支払いが**一部負担金のみ**となります。

こんなときは必ず届け出をしてください！

- ・ 出産（流産・死産を含む）したとき
- ・ 加入健康保険、住所等、受給者証に記載のある事項に変更があったとき
- ・ 他の市町村へ引っ越しされるとき
- ・ ひとり親家庭等医療費助成（県親）、重度心身障害者医療費助成（県障）または生活保護を受けることになったとき

【持ってくるもの】

申請者の本人確認書類（運転免許証など）、
受給者証、保険証

新発田市から引っ越したら
「受給者証」は返してね

新発田市子育て応援キャラクター



しらちゃん



りんちゃん

こんなときは還付申請が必要です！


県外の医療機関を受診したときや受給者証を忘れたとき

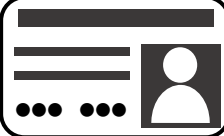
一旦、健康保険証の負担どおり3割負担分をお支払いいただき、後日、以下のとおり還付申請をすることで一部負担金との差額の払い戻しを受けることができます。

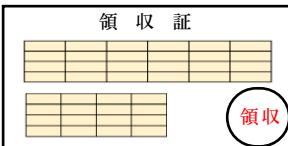
申請の受付期間：受診日の翌月から6か月以内


※上記期間外の申請は受付することができませんので、申請前に領収証の受診日を確認してください。

健康保険証

健康保険証

受給者証


申請者の本人確認書類（運転免許証など）

領収証

領収証（保険点数、受診者名が記載されたもの）
※1ヵ月分をまとめて申請

普通預金通帳

BANK
受給者名義の振込先口座のわかるもの

これらを持って

受付窓口

本庁舎2階こども課
こども家庭センター
健やか育児支援係

（注）入院等で保険適用分の自己負担額が高額となった際は、左記に加えて、認印、別途書類が必要となる場合があります。

健康保険証を持たずに受診した場合や治療用装具（コルセット等）を作製した場合などで、健康保険から払い戻しを受けたときは医療費助成も受けられますので、上記持ち物に加え「健康保険からの支給決定通知書」、「医師の証明書」を持って申請してください。

お願い！

- 窓口での支払いが軽減される「限度額適用認定証」がご加入の健康保険組合等から交付される場合があります。詳しくはご加入の健康保険組合等にお問い合わせください。

こんなときは
「受給者証」を確認

してください！

- ・ 出産日（流産・死産含む）が予定日より月をまたいで早まった場合、助成対象期間も短くなりますので受給者証の届出が必要です。
- ・ 転出などで資格がなくなったときは、速やかに受給者証をお返しください。

※ 資格がないまま受給者証を使用した場合、「助成額を返還」していただきますので、ご注意ください。

**お問い合わせ
・ご相談は…**

こども家庭センター
健やか育児支援係（妊産婦医療費助成担当）
TEL（0254）28-9211（直通）